

随意契約の契約状況表

(総務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
1	総務課	大分市例規集電子情報化委託	令和8年4月1日	福岡県福岡市早良区百道浜2丁目4ー27Aビル2階株式会社ぎょうせい九州支社	7,370,000	2号	本市例規集は、平成13年度から電子情報化委託を行い、現在は、㈱ぎょうせいの例規検索システムSUPER REIKI-BASEにより運用されており、庁内LAN端末全台による例規の参照、検索等が可能となっており、さらには本市公式ホームページでの例規集の市民への公開も可能となっています。本システムにより、本市としても従来の紙面による例規集と比して大幅な業務の効率化が図られています。 なお、本システムに登録されている原議データ等は、㈱ぎょうせい独自のプログラムにより構成されており、開発元である同社以外には保守・管理を行うことができないものとなっております。 このことから、当該契約の内容が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、株式会社ぎょうせい九州支社を相手方として随意契約を締結したい。
2	人事課	令和8年度人事評価システム保守業務委託	令和8年4月1日	大分市東春日町17ー19日本電気株式会社大分支店	2,772,330	2号	人事評価システムについては、日本電気(株)大分支店とシステム開発委託契約を結び、日本電気社製のアプリケーションパッケージを利用してカスタマイズを行い、運用している。 人事評価システムにおけるソフトウェアの著作権はシステムを開発した法人が保有しており、著作権人格権のうち同一性保持権の關係から他の業者がシステムソフトウェア保守を行うことは出来ない。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によりシステム開発業者の日本電気(株)大分支店と随意契約したい。
3	人事課	令和8年度職員採用試験に係る申込管理、問題作成及び採点等業務委託(単価契約)	令和8年4月1日	東京都新宿区西新宿二丁目7番1号株式会社 日本経営協会総合研究所	5,663,240	2号	令和8年度の職員採用試験は、受験者の利便性向上に資するため、引き続きインターネットによる申込受付及び一定期間に全国複数の会場において試験を行うことができるテストセンター方式を実施することとした。 職員採用試験は、秘密厳守等の業務の特殊性に加え、1,000名を超える受験者の申込から、問題作成、採点、結果の公表に至る処理を迅速かつ正確に行うことが必要であることを踏まえ、これまで、本市における過去の採用試験の受託実績があり、多くの公的団体、民間団体からの採用試験受託実績を有するとともに、全国300か所以上のテストセンター会場(本市は2会場有り)において採用試験を実施することができる(株)日本経営協会総合研究所は、本委託業務を受託できる唯一の事業者です。 以上により、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約することとしたい。なお、大分市契約事務規則第41条第2項第7号の規定により一者見積もりとしたい。
4	人事課	令和8年度外部監査等委託料	令和8年4月1日	所在地非公表吉富 健太郎	11,203,704	2号	自治省行政局行政課(現総務省自治行政局行政課)から、包括外部監査契約は、公法上の極めて特殊な契約であり、市長、監査委員及び議会が最もふさわしいと判断する相手方との随意契約となるものであり、予定価格の設定も不要であると示されていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結するもの
5	人事課	令和8年度職員採用試験に係る問題提供及び採点等業務委託(択一式)(単価契約)	令和8年6月4日	東京都新宿区片町4番3号曙橋SHKビル公益財団法人 日本人事試験研究センター	1,262,800	2号	本業務は、令和8年度職員採用試験のうち、2次試験で実施する専門試験及び性格特性検査に関する問題提供及び採点業務を委託するものであり、本業務に係る受験予定者数は約300名と多数であるうえ、受験職種や人数の確定から試験実施までの日数も限られているなど、非常に厳しい時間的制約があります。 採用試験という業務の特殊性や秘密厳守という条件を満たす事業者は、全国的にも数が限られますが、このような制約がある中において、本市が計画する日程での業務実施が可能な事業者は公益財団法人 日本人事試験研究センターしかありません。 当該事業者は、本業務と同様の業務において、多くの公的団体、民間企業からの受託実績を有しているとともに、これまでも本市の試験日程に問題なく対応できた過去の実績もあるなど、信頼性も極めて高い事業者です。 以上により、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約することとしたい。
6	職員厚生課	予防接種(破傷風)業務委託(単価契約)	令和8年4月1日	大分市大字田尻字中山419番地の1社会医療法人三愛会 三愛呼吸器クリニック	666,560	2号	社会医療法人三愛会 三愛呼吸器クリニックは、これまで本市職員の破傷風の予防接種を実施してきており、本市職員の接種に関するカルテを有していることから、接種歴の管理をするうえで、今年度も当該実施機関と委託契約を締結することが妥当であると考える。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。
7	職員厚生課	予防接種(B型肝炎)業務委託(単価契約)	令和8年4月1日	大分市椎迫4組の1医療法人 伊東Kクリニック	825,130	2号	医療法人伊東Kクリニックは、これまで本市職員のB型肝炎の予防接種を実施してきており、本市職員の接種に関するカルテを有していることから、接種歴の管理をするうえで、今年度も当該実施機関と委託契約を締結することが妥当であると考える。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とした。
8	職員厚生課	肝炎検査業務委託(単価契約)	令和8年4月1日	大分市大字宮崎1415番地外7機関公益財団法人大分県地域成人病検診協会 おおいた健診センター 外7機関	1,776,010	2号	肝炎検査については、定期健康診断(雇入時の健康診断を含む。)時に併せ、実施することから、本市職員が選択のうえ受診する当該実施機関(大分県市町村職員共済組合が実施する総合健診事業の指定実施機関のうち大分市が指定する8実施機関)から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とした。
9	職員厚生課	特定業務(深夜業務)従事者健康診断業務委託(単価契約)	令和8年4月1日	大分市大字宮崎1415番地公益財団法人大分県地域成人病検診協会 おおいた健診センター	2,582,676	2号	本健診は、健診結果の経年的な比較により判定することが重要であることから、過去の結果データを保有している公益財団法人 大分県地域成人病検診協会 おおいた健診センターと契約締結することが妥当であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。
10	職員厚生課	定期健康診断における節目検査業務委託(単価契約)	令和8年4月1日	大分市大字宮崎1415番地外7機関公益財団法人大分県地域成人病検診協会 おおいた健診センター 外7機関	5,475,940	2号	40歳代以上の職員を対象に、各種がんや脳血管疾患、心疾患などの早期発見・早期治療により職員の健康保持・増進に努めることを目的に、定期健康診断(雇入時の健康診断を含む。)時に併せ、各種検査を実施することから、本市職員が選択のうえ受診する下記実施機関(大分県市町村職員共済組合が実施する総合健診事業の指定実施機関のうち大分市が指定する8実施機関)から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とした。
11	職員厚生課	令和8年度職場研修推進者研修及び管理職員接遇研修業務委託	令和8年4月13日	大阪市浪速区幸町3ー1-3ー206株式会社 Plan-B	513,000	2号	大分市人材育成・確保基本方針に基づき、新たに参事補に承認した職員を対象に、職場研修の推進役となる立場としての役割、管理職として職場研修等での接遇マナー向上のための指導者を担っていただく目的で本研修は実施する。 株式会社PLAN-Bの吉田武司氏は元行政職員で、在職中は総務・人事部門に長く所属した経歴があり、かつ少人数でのグループワークを多く取り入れた研修形態で受講生自ら気づきを得ることができるため、本研修の目的を履行するのに最適と考える。
12	職員厚生課	大分市職員ストレスチェック業務委託(単価契約)	令和8年6月12日	神戸市中央区東町123ー1ソーシャルアドバンス株式会社	1,449,800	2号	本業務において、より効果的な職場環境改善のため、同一の基準、条件のもとでの経年による結果比較、一貫性のある職場へのフォローが必要である。ソーシャルアドバンス株式会社は平成31年度より本市のストレスチェック業務委託を受託しており、以上の対応が可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。

随意契約の契約状況表

(総務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
13	人権尊重推進課	災害ボランティア活動支援 体制整備事業委託	令和8年4月1日	大分市金池南1丁目5番1号 J・COMホルトホール大分内 社会福祉法人 大分市社会 福祉協議会	1,500,000	2号	本事業は災害被災者の生活再建に向けた第一歩となる災害ボラ ンティア活動の支援体制の整備等を行い、共助に基づく被災者支 援体制の強化を図ることを目的としている。 この取組において、 ・本事業の目的を理解し、継続的に実施できる安定した組織である こと。 ・福祉サービスやボランティア・市民活動などの情報を有し、公平・ 中立な立場で活動できる組織であること。 ・地域によって地域活動の状況が異なる本市の特性を理解した上 で、全市域を対象に活動できる組織であること。 ・既存の取組を活用して本事業を実施できる組織であること。 以上の要件が求められることから、大分市ボランティアセンターを 運営しており、災害ボランティアの育成や、被災地への職員の派 遣、災害ボランティアセンターでの業務経験も豊富であり、多くのノ ウハウを有している社会福祉法人 大分市社会福祉協議会に業務 を委託し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により 随意契約とした。
14	人権尊重推進課	「人権・平和の集い講演 会」講師派遣業務委託	令和8年6月23日	大阪府大阪市北区梅田1丁 目2-2-1000号 大阪駅前第2 ビル1018 株式会社 メディア21	892,680	2号	人権・平和の集い講演会は、すべての人が等しく個人として尊重 され、自分らしく生きることができるとする平和な社会の実現のため、市 民に人権の重要性や戦争の悲惨さ、平和の尊さについて改めて考 えてもらう機会となることを目的に実施している。 上記講演会の講師においては、人権と平和に対する深い理解と 知識を有することが条件とされる。 今回講演を依頼する、渡部陽一氏は、戦場カメラマン・フォト ジャーナリストとして世界の紛争地域の取材を続ける傍ら、現場で 体験した出来事をもとに人権・平和に関する講演活動も行ってい る。 実体験に基づく語りは、単なる理論や抽象的な説明ではなく、生 きた人権・平和の問題として受け止められやすく、人権・平和の集 い講演会の講師として適任者である。 渡部陽一氏に講演を依頼するにあたり、マネジメント等の興行権 を持つ事業者 株式会社メディア21 と契約する必要があることか ら、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき 随意契約とした。
15	防災危機管理課	大分市防災情報配信シス テム運用・保守管理業務 委託	令和8年4月1日	大阪府箕面市桜井1-10- 28 株式会社アルカディア	2,059,200	2号	本契約は、大分市防災情報配信システムの保守業務を委託する ものであり、当該業務の実施に当たっては、対象となるシステムの ソフトウェアプログラムについて、精通している必要がある。 また、本システムのパッケージソフトウェアは、システム開発業者 が独自に開発したもので、開発者以外には公開されていないプロ グラムによって構成されており、他社は当該ソフトウェアに係る知識 や情報、ノウハウを有していない。 株式会社アルカディアは、大分市防災情報配信システムの構築 に携わり、システムの仕様等に精通していることから、本委託契約 に係る業務を確実かつ迅速に遂行できるものは当該業者に限られ る。 よって、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと判断できる ため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、 株式会社アルカディアと随意契約したい。
16	防災危機管理課	大分市総合防災情報シス テム保守運用業務委託	令和8年4月1日	福岡県福岡市博多区博多駅 前4-9-2 アジア航測株式会社福岡支 店	3,384,700	2号	本業務委託は、「大分市総合防災情報システム構築業務委託に かかる公募型プロポーザル」において業者選定し、令和5年度「大 分市総合防災情報システム構築業務委託」にて構築した大分市総 合防災情報システムの保守管理を行うものです。 当システムは、様々な防災・気象情報を一元的に管理し、災害時 における避難情報の発令判断支援ツールとして利用することから、 災害時においても常に安定したシステム動作を実現しなければなり ません。加えて、当システムはメーカーであらかじめ開発されたパッ ケージを利用し、さらに大分市独自のカスタマイズを加えて構築し たものであり、システムの保守管理及び運用を災害時においても 継続的に行えるのは、システム構築業者に限ります。 以上の理由により、常に安定したシステムの運用を行うため、地 方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、大分 市総合防災情報システムの構築業者であるアジア航測株式会社 福岡支店と保守運用業務について随意契約をいたしたい。
17	防災危機管理課	大分市同報系防災行政無 線保守管理業務委託	令和8年4月1日	福岡県福岡市博多区博多駅 東2-13-34 株式会社国際電気九州支店	13,530,000	2号	同報系防災行政無線は、災害発生時などの対処に時間的余裕 のない状況下において緊急放送を行う設備であるため、安定して 正常に動作を維持する必要があり、適切な保守点検、迅速な障害 対応を行う必要がある。無線通信の基本的な規格は電波法の諸 規則により規定されているが、詳細部分(制御手順、各種信号内 容)は各製造業者特有の仕様が採用されているため、製造業者以 外が対応した場合、障害発生時などにおいて対応が迅速に行われ ない可能性があり、システム復旧時間及び復旧費用が増大する可 能性がある。 以上の理由により、威厳的で迅速かつ適切な保守点検を行うた め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定に基づき、 本市の同報系防災行政無線の製造業者である株式会社国際電気 九州支店と保守管理及び機器更新業務について随意契約をいたし たい。